

桜の紅葉が美しい背割堤(11月23日)

31木	30水	29火	28月	27日	26土	25金	24木	23水	22火	21月	20日	19土	18金	17木	16水	15火	14月	13日	12土	11金	10木	9水	8火	7月	6日	5土	4金	3木	2水	1火	
			人権相談(八幡人権・交流センター) 13時~16時			多重債務法律相談(予約制) (生活情報センター) 13時~16時	子どもすくすくひろば(パート12) (有都福祉交流センター) 13時30分~14時30分	天皇誕生日 冬休みお楽しみ劇場(生涯学習センター) 14時~15時30分			普通救命講習会(消防本部) 9時~12時	YAWATAあかりの祭典2009 (ささなみ公園) 17時30分	行政相談 (文化センター2階会議室) 10時~12時・13時~16時 年金相談(予約制) (文化センター3階講習室) 10時~16時 大根抜き収穫体験(20日) (岩田西風の畑) 9時~11時30分	ふれあい福祉相談(八寿園) 10時~14時	人権相談(生涯学習センター) 13時~16時 弁護士相談(予約は8日) (生活情報センター) 13時15分~16時	男女共同参画社会リーダー養成講座 (八幡人権・交流センター) 13時30分~15時 郷土史会歴史講座 (文化センター3階会議室) 13時30分~15時									介護予防のための元氣講座(8日) (文化センター3階講習室) 13時30分~15時30分	'09八幡市民マラソン大会(市民スポーツ公園) 9時30分	特別支援教育をともに考える集い (市民交流センター) 9時30分~12時 障がい者週間記念式典・公演会 (生涯学習センター) 13時30分~16時				障がい児者相談(肢体、聴覚障がい) (男山公民館) 13時~15時 人権相談(八幡人権・交流センター) 13時~16時 多重債務法律相談(予約制) (生活情報センター) 13時~16時 弁護士相談(予約は11月24日) (文化センター2階会議室) 13時15分~16時

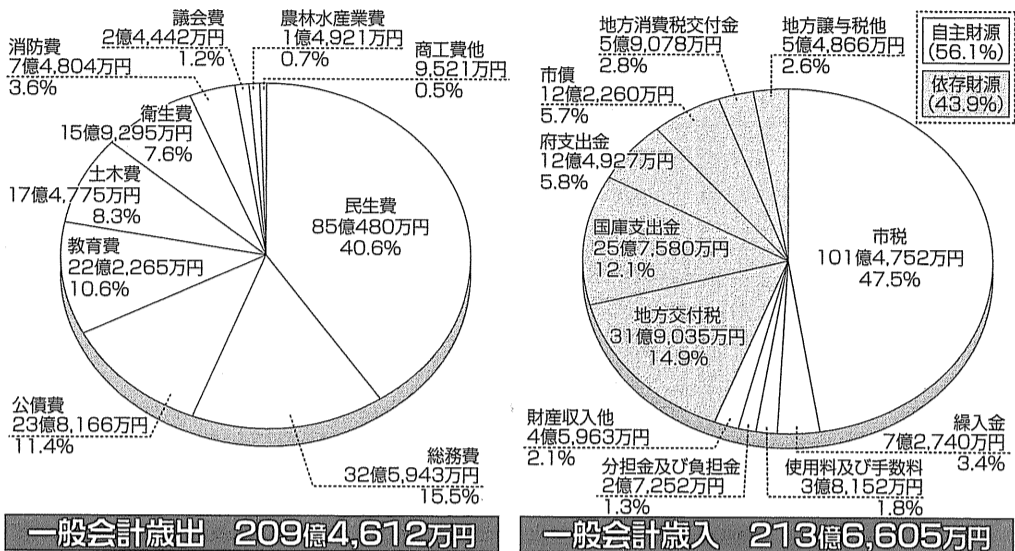
12月のカレンダー(予定)

今月の主な内容	医療費の一部負担金減免・労働相談	4面	子育て・相談・生活・図書館	12・13面
平成20年度決算・表彰	介護保険・税特集	5・6面	保健医療(健康診査・新型インフルエンザほか)	14・15面
年末年始の業務案内(ごみ収集ほか)	人権特集(足利事件から)	7面	まちの話題(市民文化祭・愛の貯金箱ほか)	16面
交通規制	情報ひろば・あなたも一言	8・9面		
	市職員の給与・市職員の募集	10・11面		

# 平成20年度決算 一般会計

## 実質収支額は2億9,624万円

平成20年度の一般会計決算額は、歳入213億6,605万円、歳出209億4,612万円です。歳入歳出差引額は4億1,993万円、翌年度へ繰越すべき財源1億2,369万円を差し引いた実質収支は2億9,624万円です。決算は、決算特別委員会で審査され、市議会第4回定例会に報告されます。



### 市長のふれあい日記

#### ものしり博士認定試験



市長から「ものしり博士認定証」を受け取る市民

11月1日、松花堂美術館で「やわたものしり博士認定試験」を開催し、21歳から89歳の43人が挑戦されました。八幡市をより知っていただくこと、初めての企画でした。真剣なまなざしで試験に取り組む姿を見て、もっともっと入念な準備をすべきであったと反省しています。

80点以上の人に「ものしり博士認定証」をお渡しさせていただきました。こぼれるような皆さんの笑顔。これからも続けていきたいと思っております。各方面のご協力をお願いします。

#### 戦没者追悼式に思う

11月6日、市主催の戦没者追悼式を挙行了しました。

終戦から64年。戦後生まれの人が大半を占める今、「まじめに」、「礼儀正しく」、「勤勉に」、「もったいない」と汗水たらして働いていた日本を取り戻す必要があります。豊かさに安住することなく、自己主張ばかりでなく、非難や中傷ではなく、市民一人ひとりが、互いに信頼の絆を強め、周囲の優しさが実感できるまちを作っていくねばなりません。それが尊厳を捧げられた皆様に対する私達の責務です。

### 平成20年度会計別決算状況

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引
一般会計	213億6,605万円	209億4,612万円	4億1,993万円
特別会計			
休日応急診療所	3,519万円	3,517万円	2万円
駐車場	2,192万円	2,173万円	19万円
老人医療	6億4,999万円	5億7,324万円	7,675万円
下水道事業	19億9,470万円	19億9,160万円	310万円
国民健康保険	69億1,882万円	73億2,425万円	△4億543万円
介護保険	30億9,520万円	30億5,617万円	3,903万円
後期高齢者医療	9億176万円	8億9,513万円	663万円
水道事業	14億3,554万円	12億5,388万円	1億8,166万円
資本的収支	9億7,235万円	12億8,965万円	△3億1,730万円

歳入の概要  
一般会計の歳入総額は、平成19年度と比較して7億8千735万円減少しています。減額となった主なものは、地方交付税2億8千538万円(△8.2%)、繰入金7億9千907万円(△52.3%)などです。市税は、固定資産税やたばこ税などが増加したため1億5千392万円(1.5%)の増となりました。このため市税の歳入に占める割合は47.5%で、前年度の構成比率45.1%より高くなっています。

#### 歳出の概要

歳出は、前年度に比べ9億2千13万円(△4.2%)減少しました。公債費5億19万円(△17.4%)、総務費3億945万円(△8.7%)、教育費2億5千188万円(△10.2%)、衛生費1億960万円(△6.4%)減少し、民生費は3億635万円(3.7%)増加しました。増減の主な理由は、総務費が職員給与費、選挙費などの減です。教育費は、コンピュータ教室整備事業費、品購入費等の学校管理費、八幡小学校・八幡第三小学校改修工事費等の学校建設費などの減です。

### 財政諸比率の推移

区分	20年度	19年度	18年度
財政力指数(3カ年平均)	0.727	0.702	0.689
経常収支比率	99.6%	101.4%	98.7%

地方公共団体の財政上の能力を示す財政力指数や、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より若干改善しました。しかし経常収支比率は一般的に75%程度に抑えることが最善と考えられます。市の数値99.6%は府内でも依然として高く、きびしい財政状況となっています。

### 文化賞・スポーツ賞

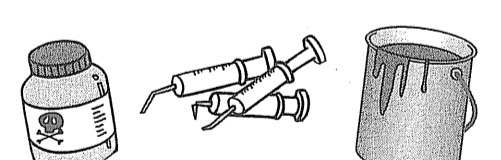
16人を表彰  
2団体と16人を表彰  
市は11月3日、市文化センターで「平成21年度八幡市文化賞・スポーツ賞表彰式」を開催し、それぞれの分野で振興・発展に貢献された16人2団体を表彰しました。

#### 文化賞

功労賞 河口恵美子(邦楽)、嶋村艶子(同)  
ジュニア賞 男山第二中学校吹奏楽部  
【スポーツ賞】  
優秀選手賞 南本昭紀(ソフトテニス)、田中陽子(柔道)、小野利明(陸上)、前田尚輝(空手)、田中幸太郎(レスリング)、原子繁文(同)、北村公平(同)、山原翔一(同)、田中里沙(同)、山本翔輝(同)、池田智(同)、山原健太(同)、中村弦斗(同)  
優秀団体賞 京都八幡高等学校レスリング部

### ごみ出しのお願い

環境業務課  
市で収集できないもの  
処理困難物は市で収集できません。購入された販売店、専門処理業者にお問い合わせください。

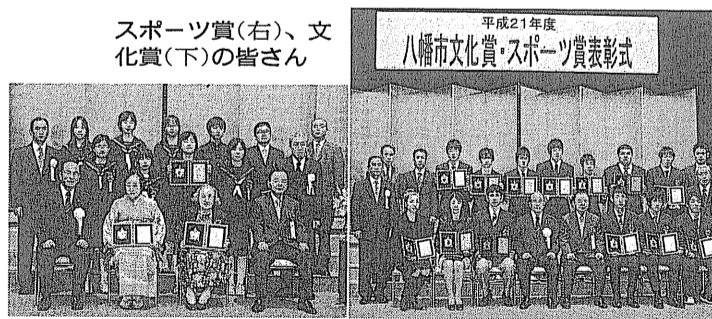


- ▽処理困難物 コンクリート・土砂・ブロック・オイル・農薬・塗料・灯油・ガソリン・ボタン電池・充電式電池・産業廃棄物等

消防本部 ☎981-4119		
21年1月~10月累計	( )内10月分	昨年同期累計
火災出動	15件 (0件)	11件
火災以外の出動	149件 (12件)	144件
救急出動	2715件 (283件)	2559件
搬送人員	2543人 (267人)	2424人

### 安田宏之さん 法務大臣表彰

更生保護制度記念大会  
綴喜地区保護司会副会長の安田宏之さん(内里)が9月8日、東京国際フォーラムで行われた更生保護制度施行60周年記念全国大会で、法務大臣表彰を受けられました。



スポーツ賞(右)、文化賞(下)の皆さん

秋の叙勲  
久富二郎さんに  
瑞宝双光章  
消防職員として永年にわたり危険性の高い業務に従事されています。ご理解をお願いします。

年賀状の自粛  
市と市議会では、年賀状などを自粛しています。ご理解をお願いします。

# 年末年始の業務案内

市役所の窓口業務は、12月29日(火)から1月3日(日)まで休みです。年末は窓口が込み合いますので、届出等は早めにお願ひします。また年末にかけて各家庭の大掃除などにより、ごみが大量に出されるのが予想されます。各地域の年末年始のごみ収集日をご確認ください。

## 市役所の窓口

市民課などの窓口業務は、12月28日(月)まで。ただし死亡届など戸籍の届け出は、市役所・西入口の

## 燃やすごみ(表1)

収集地域	年内最終日	年始開始日
月・木曜日	12月28日(月)	1月4日(月)
火・金曜日	12月29日(火)	1月5日(火)

## 燃やさないごみ(表2)

収集地域	年内最終日	年始開始日
月曜日	12月28日(月)	1月4日(月)
火曜日	12月29日(火)	1月5日(火)
水曜日	12月30日(水)	1月6日(水)
木曜日	12月24日(木)	1月7日(木)
金曜日	12月25日(金)	1月8日(金)

警備員室で受け付けします。年始は1月4日(月)から業務を開始します。

◆問い合わせ 市民課

## ごみ収集

▽燃やすごみ、燃やさないごみ  
年末年始のごみの収集は表1と表2のとおりです。

▽大型ごみ(予約・持ち込み)  
年末は12月28日(月)正午まで。年始は1月4日(月)から。

※予約・持ち込みは環境業務課まで。

▽資源物(空き缶・紙パック・ペットボトルなど)  
年末は12月28日(月)まで。年始は1月5日(火)から通常どおり回収します。

◆問い合わせ 環境業務課  
983-1114

## 上下水道の故障・修理

12月29日(火)～1月3日(日)の故障・修理は美濃山浄水場981-3255へ連絡してください。

なお、開閉栓業務は行いません。

※都市再生機構の賃貸住宅にお住まいの方は966-6969・2151へ、分譲住宅の方はそれぞれの管理事務所へ。

## 八幡市 休日応急診療所

年末年始の診療日は、12月31日(木)から1月3日(日)まで、各日も午前11時30分～午後5時30分。診療科目は、内科・小児科、歯科です。場所は市役所北側983-3001

## 小児救急医療

次の病院が当番制で夜間・休日の小児救急患者に対応します。

- ▽田辺中央病院(京田辺市田辺中央6-1-6 987-74-63)
- 12月27日(日) 午前8時～28日(月) 午前8時
- 1月1日(金・祝) 午前8時～4日(月) 午前8時
- ▽宇治徳洲会病院(宇治市小倉町春日森86 0774-20-1111)

## 尿の臨時収集

12月28日(月)午後6時～1月1日(金・祝)午前8時 ※両病院とも当番日以外も小児救急当直を実施。

○年末は12月25日(金)午後3時まで受け付け、28日(月)まで収集します。

○年始は12月28日まで受け付け、1月4日(月)から収集します。

※収集もれの場合は収集口から確認のうえ、翌日(土・日・祝)の場合は翌開庁日(に連絡してください)。

◆問い合わせ 城南衛生管理組合業務課983-1155

## 20枚集めて新しい1枚に

市は、コミュニティバスやわたの利用促進キャンペーンとして利用済み1日乗車券20枚(交換した利用済み1日乗車券は含めません)と、新しい1日乗車券1枚を交換しています。

▽交換場所 管理・交通課(市役所2階)、市民体育館、生涯学習センター

◆問い合わせ 管理・交通課

## 年末の交通事故防止府民運動

12月11日(金)～31日(木)  
「年の瀬もあつたかマナーで事故はなし」

市民から市に寄せられた意見等の一部を紹介いたします。

○質問 道路の雑草処理  
◎回答 夏期と晩秋の2回、除草とは財政的にも難しく、苦慮しているところです。市では、道路などの公共の場を指定して、清掃活動などに取り組みボランティアを支援する「美しいまちづくりにまかせて」事業を展開しています。

市と市民が協働して適正な管理

## やわた ご意見たまた箱

◆問い合わせ 秘書広報課

に努めてまいります。ご協力をよろしく願ひします。

○便り 飼犬が脱走し、市に電話で相談したところ、丁寧に落ち着いた声で、必要な事項を聞き取り、すぐに見つけて自宅まで届けてくれました。迅速な対応で問題がすぐに解決し、お礼と感謝の気持ちをこめてお便りをいただきました。

うれしい便りをいただき、励みになります。ありがとうございます。

## 運転免許を自主返納する高齢者にプレゼント

市と八幡市交通安全対策協議会は、70歳以上の高齢者が自主的に運転免許を返納された場合、住民基本台帳カードの無料交付や交通安全グッズセット、「自動車等運転の卒業証書」などを差し上げます。運転免許自主返納は、高齢者による交通事故防止対策として、京都府公安委員会、八幡警察署も支援しています。

▽内容等 運転免許を自主返納された高齢者に次のものを差し上げます。

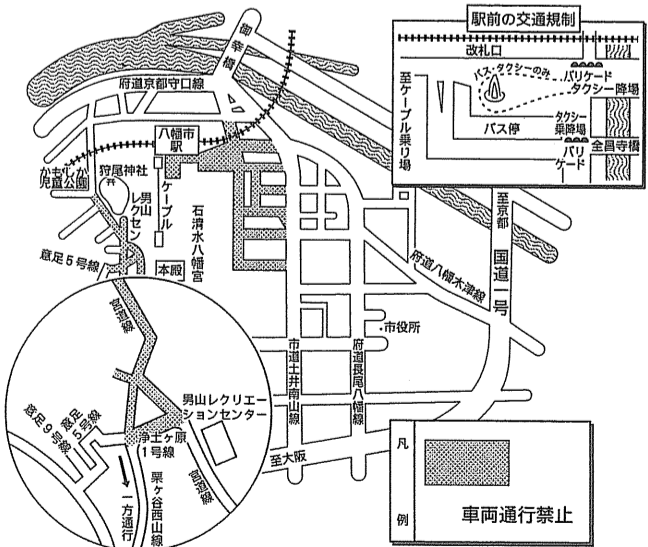
①顔写真付き住民基本台帳カード②「コミュニティバスやわた」10枚または、路線バスの回数券3千円相当のいずれか③交通安全グッズセット(エコバッグや反射材等)④自動車等運転の卒業証書

▽実施時期 平成22年1月4日(月)から

▽申請方法等 ①「住民基本台帳カード」等の交付申請

## 年末年始 交通規制のお知らせ

年末年始、交通規制(左図)が行われます。規制時間等は次のとおりです。



▽12月31日(午後10時)～1月1日(午後6時)  
▽1月2日(午前9時～午後6時)  
▽1月3日(午前9時～午後5時)  
◆問い合わせ 八幡警察署交通課981-0110

## やわた考古録 (15)



露出展示されている整備直後の遺構

## 2つある松花堂昭乗の遺跡 —松花堂およびその跡—

市内で唯一の国指定史跡は「松花堂およびその跡」です。松花堂庭園にある茶室の一角と、石清水八幡宮境内の男山東斜面に、その茶室があった泉坊の跡と共に、1つの史跡に指定された極めて珍しい例です。

境内には東の山腹を埋め尽くさんばかりの数多くの坊舎があり、「八幡大菩薩」と呼ばれた八幡の神に仕える社僧らの生活の場でした。

社僧のひとり松花堂昭乗は、居住していた泉坊の一角に茶室を営みました。この泉坊と、その下段にあった下坊は発掘調査され、史跡として整備されました。3段の平坦面が

あり、最上段の平坦面には泉坊の本堂、中段に書院と茶室の露地の跡が検出されました。茶室に至る露地は、19世紀後半の絵図「八幡泉坊松花堂真図」とよく合致する状態で、雪隠の踏み石や障礎、待合の基礎などの跡が良好に残されていました。遺構は、出土したままの地面や石に保存処理をして、露出展示されています。

明治の神仏分離令により境内の仏教施設はことごとく壊されましたが、茶室と泉坊の書院は、現在の松花堂庭園に移築されました。神仏習合の八幡宮にあった豊かな文化の証として、奇跡的に残ったこの文化財を、さらに長く後の世に伝えていきたいものです。

◇ふるさと学習館(八幡第四小学校内) 972-2580◇  
開館：午前9時30分～午後4時30分(月曜・祝日は休館)

# 医療費の一部負担金 減免や支払い延期に

国民健康保険の加入世帯で、災害や失業などの特別な理由により、病院窓口の支払い(医療費の一部負担金)が困難になったとき、支払額を減額または免除したり、支払いを延期したりできる場合があります。

▽手続き 申請書に特別な理由を証明する書類(り災・破産証明書、無職証明書、収入証明書等)を添えて提出してください。

▽減免等の期間 原則3カ月を期限としますが、新たな申請により3カ月延長することができま

す。ただし同一世帯で年間6カ月まで。  
※保険料を滞納している場合は対象となりません。  
◆問い合わせ 国保医療課

区分	免除・減免・徴収猶予
災害等により重大な損害を受け、被保険者が死亡または身体に著しい障がいを受けたとき	免除
収入額(※)が生活保護基準額を下回るとき	月1万円を超える額を減額
収入額が生活保護基準額に実質自己負担相当額(※)を加算した額を下回るとき	月1万円を超える額の10分の7を減額
収入額が生活保護基準額に実質自己負担相当額を加算した額の110%を下回るとき	月1万円を超える額の10分の5を減額
収入額が生活保護基準額に実質自己負担相当額を加算した額の120%を下回るとき	徴収の延期

※収入額は申請前3カ月の平均実収入額。  
※実質自己負担相当額とは高額療養費相当分を除いた額。

## 消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子

(2009年度全国統一防火標語)

### 消防団が年末特別警戒

不幸な火災を出すことなく、新しい年を家族そろって迎えていただくために、八幡市消防団(松田孝夫団長・団員319人)は12月27日から30日まで、消防器具庫や公会堂などを拠点に、午後10時から翌朝2時まで、市内全域をパトロールする年末特別警戒を実施します。

空気が乾燥し、ちょっとした油断や火の不始末が火災に結びつく季節。火の取り扱いに注意し、外出や寝る前には、必ず火の元を確認

## 環境マネジメント 市民監査員を募集

市役所や小・中学校、幼稚園、保育園等に出向き、環境に関する取り組みを聞

き取り監査する監査員を募集します。市では、環境問題に積極的に取り組むため、市独自の環境マネジメントシステムを構築し、運用を行っています。この取り組みの監査員として、環境問題の専門家に加えて市民や市内の事業者にも市民環境監査員として参加をいただいています。

▽募集対象・人数 環境問題に関心のある市内在住・在勤者で、事前研修を含め、

◆問い合わせ 環境保全課

### 介護予防のための元気講座

#### ～口腔ケア講座～

高齢者に多い肺炎の一つに誤嚥性肺炎があります。これは食べ物や飲み物が正しく飲み込めず、気管に入り込むことが原因です。この機会に口腔ケアの方法や口や舌の体操などを学習しませんか?

日時 12月7日(月)、8日(火) 午後1時30分～3時30分(2日連続)  
場所 文化センター3階・講習室5  
対象 60歳以上の市民で介護予防に関心のある人  
定員 20人・参加無料  
講師 歯科衛生士 和田美登里氏  
申込み 12月4日(金)までに電話で健康推進課へ

### 求職の相談はこちらへ

ハローワーク伏見	京都市伏見区風呂屋町232	075(602)8609	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時 土曜日 午前10時～午後5時
ハローワーク枚方	枚方市大垣内町2-9-21	072(841)3363	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
京都ジョブパーク	京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階	075(682)8915	月曜日～土曜日 午前9時～午後7時 ※土曜日は午後5時まで

認しましょう。家の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。

◆問い合わせ 消防本部

### 無料労働相談 受け付け中

京都府では、解雇・賃金・労働条件などについての相談を無料で受け付けています。電話または来所でもお気軽にご相談ください。

▽日時 月～土曜日、午前9時～午後5時(午後1時～2時は除く)  
※祝日、12月29日～1月3日は休みです。

▽場所 京都中小企業労働相談所(京都市南区新町通九条下ル 京都アルサ東館2階) ☎661-332533、FAX 692-34452

### 年金受給の手続きをお忘れなく

◆裁定請求  
老齢基礎年金は、25年の資格期間を満たした人が65歳(受給年齢)になると支給されます。

### 犬の登録を忘れずに

犬を飼うと、犬の登録が必要で、登録は、市内の

### 子育て応援特別手当 国は支給を停止

広報やわた10月号でお知らせしました「子育て応援特別手当(平成21年度版)」につきまして、このほど厚生労働省は、その趣旨を活かしつつ、



より充実した新しい「子ども手当」の創設などの子育て支援策を推進するため、その執行を停止しました。市は対応を検討中であり、決定次第、改めてお知らせします。

◆問い合わせ 子育て支援課

犬を飼うと、犬の登録が必要で、登録は、市内の動物病院か市役所環境保全課の窓口でできます。登録手数料は、1頭につき3000円です(一生のうち一回)。転入された時は、前住所から転入された時は、前住所

老齢基礎年金などの公的年金は、支給される条件がそろえば自動的に支給されるものではありません。本人が、必要な書類を提出して、「裁定請求」という手続きを行い、それが認められて、はじめて支給されることとなります。

◆裁定請求書の事前送付  
25年以上の加入期間があつて老齢基礎年金等の受給年齢を迎える人には、受給年齢になる3カ月前に、社会保険庁から年金加入記録等を印字した「裁定請求書」などの書類が、事前に送付されてきます。

◆カラ期間について  
公的年金には、「カラ期間」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

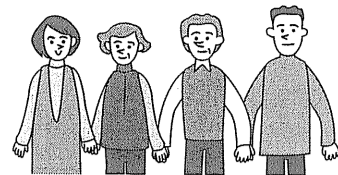
◆問い合わせ 市民課、京都南社会保険事務所 ☎643-2547

④の期間のうち、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間とされています。

①厚生年金等の加入者の被扶養配偶者であった昭和61年3月以前の期間  
②学生であった平成3年3月以前の期間  
③海外在住の期間(任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間を含みます)  
④厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間(昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限りません)

これらのカラ期間があると思われる人は、年金の受給権に結びつくこともありま

# みんなで支える介護保険



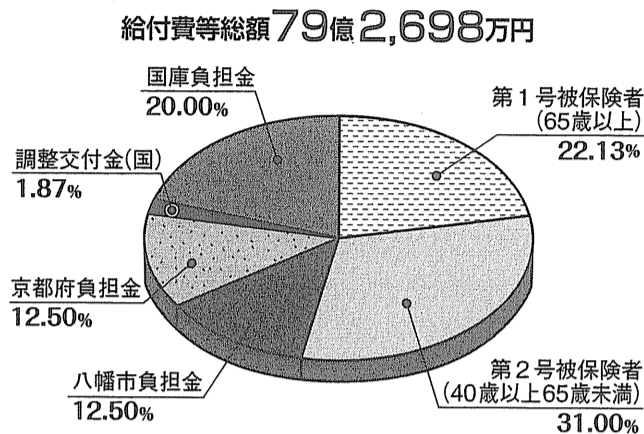
介護保険は、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときにサービスを利用できる制度です。平成12年度から始まり、3年を1期として市町村ごとにたてた介護保険事業計画を見直すことになっています。今回、第3期介護保険事業を中心にまとめましたので報告します。

## 第3期介護保険事業の概要

◆問い合わせ 高齢介護課

### 第3期介護保険の財源

訪問介護や通所介護、通所リハビリ、介護保険施設の入所などの介護保険サービスを利用したとき、費用の1割を利用者が負担し、残りの9割を介護保険の財政から、給付費として負担します。給付費の総額は、第2期(平成15年度～17年度)が67億7,541万円、第3期が79億2,698万円でした。第2期と第3期を比べると11億5,157万円増えています。



グラフは、第3期(平成18年度～20年度)の3年間の給付費の額と、その財源内訳を示しています。

介護保険の費用は、保険料と公費(税金)で賄われています。保険料と公費の負担割合は、それぞれ原則50%です。保険料は、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に分かれます。公費は、国、府、市で負担割合が決まっています。国は25%、府と市がそれぞれ12.5%です。国の負担には、国庫負担金(20%)と調整交付金(5%)の2種類があります。このうち調整交付金の5%の基準は、市町村ごとの高齢化率などで全国的な調整があり、市の第3期の場合、1.87%となっています。

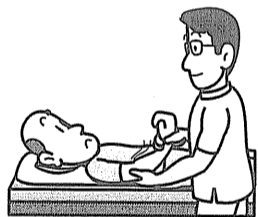
### 給付費の実績

<表1> 給付費の実績

年度	居宅サービス等費	施設サービス費	財政安定化基金拠出金	合計	上昇率
合計	38億7,230万円	40億4,608万円	860万円	79億2,698万円	
20年度	13億6,798万円	13億9,315万円	287万円	27億6,400万円	4.5%
19年度	12億7,228万円	13億7,046万円	286万円	26億4,560万円	5.1%
18年度	12億3,204万円	12億8,247万円	287万円	25億1,738万円	2.4%

※施設サービス費分は、国庫負担金15%、京都府負担金が17.5%、八幡市負担金12.5%、調整交付金(国)1.87%、残りは保険料です。

表1は、給付費の実績です。訪問介護や通所介護、通所リハビリなどの居宅サービスを利用している場合の費用と、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所(入院)している場合の施設サービス費に分けて記載しています。なお介護保険の財政に不足が生じたとき、府に設置された財政安定化基金から資金の交付・貸付を受けることができる仕組みとなっています。その基金に市町村が一定の割合で資金を拠出しているのが、財政安定化基金拠出金です。



### 介護認定者の推移

<表2> 高齢者人口と要支援・要介護認定者の推移

年度	総人口	第1号被保険者数(65歳以上人口)	高齢化率	要介護認定者数	認定率(第2号被保険者除く)
20年度	74,040人	14,893人	20.11%	2,315人	15.5%
19年度	73,651人	14,106人	19.15%	2,186人	15.5%
18年度	73,877人	13,392人	18.13%	2,090人	15.6%

表2は高齢者人口と介護保険の要支援・要介護認定者数の推移です。高齢化率は、平成18年度の18.13%から平成20年度では、20.11%と上がっています。これと比例して、要支援・要介護の認定者数も上昇していますが、認定率は横ばいです。

### 地域支援事業費の実績

<表3> 地域支援事業費の実績

年度	介護予防事業費	包括的支援事業・任意事業費	地域支援事業費	上昇率
合計	4,217万円	1億1,558万円	1億5,775万円	
20年度	2,385万円	4,606万円	6,991万円	48.0%
19年度	1,046万円	3,677万円	4,723万円	16.3%
18年度	786万円	3,275万円	4,061万円	-

表3は地域支援事業費の実績です。この事業は、平成18年度に創設された事業であり、高齢者が要支援・要介護状態になる以前から介護予防の推進を図るもので、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスを提供しています。この事業の内、包括的支援事業および任意事業分の財源は、グラフで示している給付費のような第2号被保険者の負担がなく、その分は国・府・市の負担になっています。

<表4> 第4期の第1号被保険者(65歳以上)の保険料

市の保険料の基準額は46,440円(年額)です。この基準額をもとに被保険者および被保険者の属する世帯の所得に応じて9段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象者	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●高齢福祉年金受給者(※1)で、世帯全員が市民税非課税の人	46,440円(基準額) × 0.5	23,220円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の人	" × 0.7	32,510円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	" × 0.9	41,800円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)で本人の前年の合計所得金額と公的年金収入の合計が80万円以下の人	" × 1.0	46,440円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	" × 1.08	50,160円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	" × 1.25	58,050円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	" × 1.5	69,660円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	" × 1.8	83,600円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	" × 2.2	102,170円

※1 高齢福祉年金とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で、一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2 合計所得金額とは「収入」から必要経費等を差し引いた所得の合計額です。

### 65歳以上の保険料

下の図は、第1号被保険者の介護保険料の計算式です。保険料は所得によって表4の各段階のとおり算出します。保険料の基準額は、3年間で必要とされる介護サービス給付費を賄えるように算出しています。市の第4期(平成21年度～23年度)の基準額(第4段階)は月3,870円(年額4万6,440円)です。

なお、第2号被保険者の介護保険料は、加入している健康保険組合等によって決まります。

■65歳の人(第1号被保険者)の保険料(第4期)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{八幡市で必要} \\ \text{なサービスの} \\ \text{給付費の} \\ \text{見込み} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の} \\ \text{人の負担分} \\ \text{(20\%)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の} \\ \text{人の数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{八幡市の保険料} \\ \text{基準額(月額)} \\ \hline \end{array}$$

第1期	2,700円
第2期	3,260円
第3期	3,930円
第4期	3,870円

(所得段階調整)